

IV 環境整備

1 まちの美化推進事業

ここ数年、都市部の自治体を中心に、歩きタバコや吸殻・ごみのポイ捨て等を条例により規制する動きが顕著になっています。

ごみのポイ捨てなどの迷惑行為の防止方法として、マナーやモラルの向上を期待しての啓発活動だけを進めてみても、思うような効果が得られません。そこで、指導・勧告などを前提としたパトロール活動を積極的に進めることでの、環境の美化意識の向上を図る必要性があります。

本市においても、まちをきれいにすることを目的として「府中市まちの環境美化条例」を制定し、環境美化に関する施策を進めています。

府中市まちの環境美化条例（平成16年4月1日施行）

市、市民、事業者、土地所有者等が協力して、まちの環境美化を推進し、市民の良好な生活環境を確保することを目的として制定しました。

禁止する行為として、空き缶、吸い殻等のポイ捨て、建造物への落書き、犬・猫のふんの放置、美観を損ねる簡易広告物の掲示及び回収容器を備えていない自動販売機の設置を規制しています。

また、この条例の目的を推進するための地区として、環境美化推進地区及び路上での喫煙する行為を禁止した喫煙禁止路線を指定しており、積極的にまちの美化活動の啓発を推進しています。

(1) まちの環境美化推進活動（平成17年度から実施）

「府中市まちの環境美化条例」に基づき、市民や事業者の協力を得て、キャンペーン活動や喫煙禁止路線のパトロールを実施するとともに、自主的な清掃ボランティア活動を支援し、まちの美化推進啓発に努めました。

事業名	活動内容
自主清掃	市内事業所・市民団体113団体(延べ6,752人)が実施
喫煙禁止路線啓発 キャンペーン	市内5駅(喫煙禁止路線指定区域)の駅前及びけやき並木で路上喫煙・ポイ捨て禁止の啓発キャンペーン実施 (実施期間) 通年 計8日間(延べ301人)
喫煙禁止路線 パトロール	けやき並木を中心に喫煙禁止路線の啓発活動と、喫煙者への指導を実施 (実施期間) 通年228回 (指導件数) 614人(男565人、女49人)
環境美化の日啓発活動 (毎月20日)	府中駅・けやき並木周辺の清掃活動 延べ1,279人(209団体)
美化推進地区一斉清掃 (年2回)	中河原駅周辺地区の清掃活動(平成21年から実施) 延べ210人
啓発表示等の 設置・整備	喫煙禁止路線路面表示の点検・整備 環境美化推進地区の路面表示の貼付108枚

(2) 多摩川清掃市民運動（昭和49年度から実施）

多摩川河川環境の美化保全思想の普及啓発と市民相互の親睦を図るために実施しています。

毎年、多摩川周辺の自治会・企業等の多数の参加者があり、恒例行事として定着しており、多摩川河川敷の環境を守ろうとする市民意識が高まっています。

種別	年度	18年度 (第33回)	19年度 (第34回)	20年度 (第35回)	21年度 (第36回)	22年度 (第37回)
	参加者数	(人)	4,403	4,639	4,160	4,617
ごみ収集量	(t)	6.9	5.45	8.63	6.5	5.64

(3) 違反広告物撤去（昭和25年、屋外広告物法施行）

撤去により、まちの美観を回復することを目的として実施しています。

なお、20年度までは各年の撤去枚数は横ばいであり、減少傾向はありませんでした。同一の広告主が繰り返し掲示を行う傾向がみられます。

また、撤去枚数は21年度に大きく減少し、22年度は微増しました。

種別	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	はり紙	(枚)	14,838	8,337	11,463	5,048
はり札	(枚)	8,972	5,506	12,191	6,896	8,457
立看板	(台)	1,401	859	145	16	3
その他	(個)	461	221	85	7	37
合計		25,672	14,923	23,884	11,967	14,783

(4) 屋外広告物許可（昭和25年、屋外広告物法施行）

まちの美観を快適に維持するため、学校等の禁止区域での広告物の設置を抑制し、適正な規模、様式の安全な広告物を設置・管理するよう広告主に対して、指導を行っています。

都の許可分

種別	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	件数	単位								
広告塔	13	283	19	425	17	368	15	262	18	383
広告板	66	580	71	483	79	629	95	521	84	568
計	80	863	90	908	96	997	110	783	102	951

市の許可分

種別	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	件数	単位								
広告板	36	186	74	362	70	315	83	389	73	354
広告幕			12	17	6	8	0	0	2※	3
広告旗							2	6		
アドバルーン			1	1	1	2	2	4		
はり紙・はり札	5	137	1	31	1	10	6	42	1	1
計	41	323	88	411	78	335	93	441	76	373

※広告板と同じ申請内に広告幕が1件あったため、広告幕については実質3件である。

2 環境衛生対策事業

清潔で美しく、快適な生活環境を確保していくため、衛生害虫・樹木害虫の駆除支援と空き地の適正管理の指導を行っています。

市民生活の障害になっている屋外害虫(毛虫、ヤスデ等)及びハチ類では、自然環境の保護に配慮しつつ駆除を行っています。

(1) 害虫駆除相談

ネズミ、ゴキブリ、ダニ等の衛生害虫、毛虫、アブラムシ、カメムシ等の樹木害虫の駆除方法に関するご相談に応じています。

種別 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
屋内害虫(衛生害虫含む)	57	91	102	20	3
屋外害虫(樹木害虫含む)	70	44	28	70	60
計	127	135	130	90	7

(2) 樹木害虫駆除支援

毛虫などの不快な樹木害虫が人体に与える影響の防止と、樹木の保護を促進することを目的として実施しています。

なお、貸出器材(高枝切り鋏、薬剤散布用噴霧器)は各文化センターにも配備され、利用しやすい状況になっています。平成22年度、高枝切り鋏は223回、薬剤散布用噴霧器は147回貸出をしています。また、薬剤の配布はしていません。

種別 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
簡易噴霧器貸出数 (台)	377	249	213	216	147
高枝切はさみ貸出数 (本)	209	194	188	200	223

(3) 空地整備指導

空地の所有者及び管理者に対して、雑草の刈り取りなどの適正な管理をお願いし、健康で快適な市民の生活環境の整備を推進しています。

なお、整備率は92%であり十分な効果を得られています。

種別 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
整備済地 (㎡)	106,818	87,737	88,134	49,400	43,555
未整備地 (㎡)	2,297	19,533	3,308	2,638	3,749
整備率 (%)	97.9	81.8	96.4	94.9	92.0

(4) ハチ類駆除事業

刺傷により生命の危険につながるスズメバチ等のハチ類を駆除し、市民の安全を守ることを目的として実施しています。

スズメバチ、アシナガバチ、ドロバチ、ツチバチは、多くの樹木害虫を捕殺する益虫です。また、ミツバチ、クマバチ、マルハナバチは、植物の受粉に関わる重要な役目を果たしています。

そこで、ご相談を受けた中で、市で駆除する必要があると認めた場合のみ駆除をしています。

なお、相談件数は夏場の気温の変動に影響を受け、猛暑の年は多くなり、冷夏の年は少なくなる傾向にあります。

種別	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ハチ類駆除	(件)	160	128	187	159	119
スズメバチ相談	(件)	183	182	240	197	150
その他ハチ類相談	(件)	181	210	270	216	240
ハチ類相談合計	(件)	364	392	510	413	390

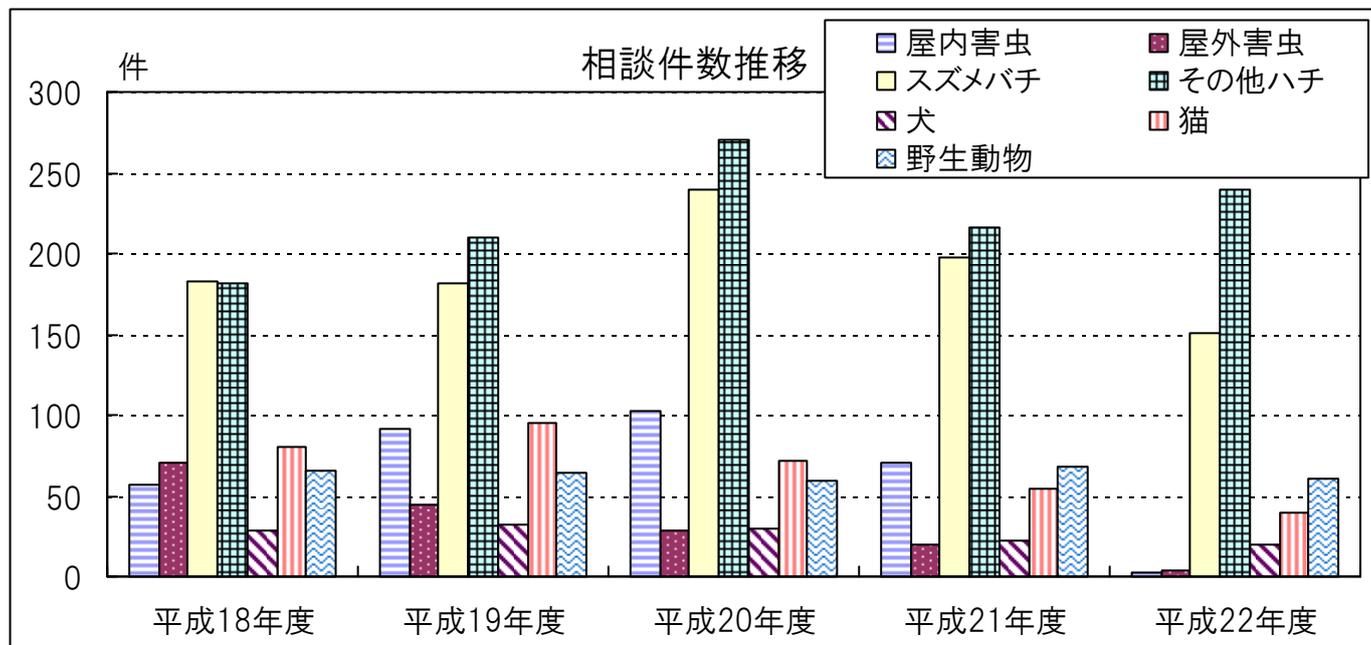
その他ハチ類には、アシナガバチ、ミツバチ、クマバチ、ドロバチ、ツチバチ、マルハナバチ等が含まれます。

住環境獣対策事業

人間の居住範囲と野生動物の生活範囲が重なり、身近に野生動物が現れることがあります。府中市では個人が所有し、現に居住する一軒家に、野生動物等が侵入したときは野生動物の追い出しなどの処理を行っています。

また、近年次第にハクビシンについての相談が多くなってきています。

種別	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
野性動物の相談	(件)	65	64	59	68	60
ハクビシンの処理	(件)	7	6	6	18	24
ヘビの処理	(件)	6	3	1	2	1
その他の処理	(件)	3	3	5	3	0



	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
屋内害虫	57	91	102	20	3
屋外害虫	70	44	28	70	4
スズメバチ	183	182	240	197	150
その他ハチ	181	210	270	216	240
犬	29	32	30	22	20
猫	80	95	71	54	39
野生動物	65	64	59	68	60
合計	665	718	800	647	516

3 猫去勢不妊手術費補助事業

動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の保護及び管理に関する条例の趣旨を生かし、猫の(飼い猫(平成20年度で廃止)、飼い主のいない猫)去勢不妊手術費の助成をして不必要な繁殖を防ぐことで、管理されない猫を減らし、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図っています。

(1) 去勢・不妊手術の促進 (平成4年度から実施)

猫の不必要な繁殖を防止することで、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図り、動物愛護と市民の社会生活の安定を目的として実施しています。

種別	年度					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
飼い猫 (匹)	去勢	146	134	150	※	※
	不妊	190	158	149	※	※
飼い主のいない猫 (匹)	去勢	29	36	39	57	92
	不妊	56	52	69	103	114
合計		421	380	407	160	206

※平成20年度に飼い猫の去勢・不妊手術費の助成は廃止となったので平成21年度以降は実施していません

4 緑のまちづくり

多摩川や用水・湧水などの水辺、また崖線や浅間山などの緑は、自然を育む重要な拠点であると同時に、私たちに潤いや安らぎを与え自然の豊かさや大切さを教えてくれる場所でもあります。

貴重な自然環境の保全に努めるとともに、市民意識の啓発や自然と触れ合う機会を提供する必要があります。

このような中、市では、平成21年8月に「府中市緑の基本計画2009」を策定し、将来都市像「心ふれあう緑ゆたかな住みよいまち」の実現を目指して、さまざまな施策を実施しています。平成22年度の実績は次のとおりです。

- 都市化が進む中で、自然に親しみ、自然保護に対する意識の高揚を図るための自然環境講習会、緑化標語及び緑化ポスター作品コンクールを実施しました。
- 各種花蓮の保存及び育成管理を行うとともに、蓮を観る会を開催しました。
- 市民に対し、緑化に関する意識の高揚を図り、花と緑に囲まれ快適な環境づくりを推進するため、グリーンフェスティバルを実施しました。
- 市民の緑化思想の普及高揚を図るため、学校等に花の種や球根を配付し、市民生活の中で緑を多く感じられるように緑化を推進します。
- 市民参加により、花を育てることを通じて自然を愛し、まちの美化を促進し、安らぎのある空間を確保するため、市民花壇を支援しました。
- 市内の公園や緑地等の公共花壇に、市民に草花を愛する豊かな心を啓発するとともに、街の環境美化を促進するため、四季折々の草花を植栽しています。
- みどりの保護及び育成を図り、市民の健康で快適な生活環境を確保するため、保護する樹木や樹林の指定を行うとともに、保存樹木と保存樹林に奨励金を交付しています。
- 市内の多摩川や用水などの水辺を活用した子どもたちの自然体験活動を通して、自然の豊かさや大切さを感じながら自然環境の啓発活動を行う「府中水辺の楽校」を支援しました。
- 市民の自主的な緑化活動を啓発・推進するため、「府中市緑の活動推進委員会」を運営しています。
- 市民の緑化意識の高揚を図るため、水と緑のネットワークウォーキングツアーを実施しました。6月は「四谷の田園に行く」コース、11月は「名木といききの道」コースを散策しました。
- 水と緑の持つ、さまざま機能を相乗的に高めるために水と緑のネットワーク化を推進するとともに、郷土の森公園周辺の拠点整備を進めています。
- 緑のリサイクルを積極的に進めるため、落ち葉の銀行事業を実施しました。登録した市民団体が公園や広場を清掃し、収集した落ち葉を、市が回収して腐葉土にし、落ち葉の収集量に応じて腐葉土を配付しました。
- 水と緑のネットワーク拠点整備事業の一環として、開花時期の異なるさまざまな桜を楽しめる「金塚桜広場」を整備しました。
- 市民のだれもが歩いていける範囲に、公園の整備を進めています。
- 開発行為や中高層建築物などの大規模な開発事業は、まちの景観に大きな影響を与えることから、緑地の確保や公園の設置などを適切に誘導し、緑化の推進を図っています。